

経営改善・事業承継・資金繰りに関する支援、税制支援

1 様々な経営課題を相談したい（業種不問）

相談窓口 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 （よろず支援拠点）

【経産省/当初】

①ワンストップ相談窓口

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで経営課題の解決に向けた支援を実施する。

相談は何度でも無料。

■お問い合わせ先

沖縄県よろず支援拠点 098-851-8460

沖縄県よろず支援拠点

HPより相談予約可能▶



②生産性向上支援センター

「よろず支援拠点」の中に、専門サポーターが相談対応・伴走支援を行う「生産性向上支援センター」（仮称）を設置することで生産性向上に向けた支援を実施する。

※令和8年度より開始の事業

■お問い合わせ先

経済産業部中小企業課 098-866-1755

2 事業再生や事業承継・引継ぎについて相談したい

相談窓口 中小企業活性化・事業承継総合支援事業

【経産省/補正・当初】

①中小企業活性化事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

②事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

■お問い合わせ先

① 沖縄県中小企業活性化協議会 098-868-3760

② 沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター 098-941-1690

その他、活用可能なお問合せ先

- 経営課題等の様々な内容について相談したい・・・沖縄県よろず支援拠点（098-851-8460）
- 中小企業・個人事業主の取引上の悩みについて相談したい・・・「取引かけこみ寺」（0120-418-618）
無料で専門の相談員や弁護士が問題解決に向けてアドバイスします。
- 支援策全般について相談したい・・・経済産業部中小企業課（098-866-1755）

融資 日本政策金融公庫等による資金繰り支援

【経産省/補正】

①セーフティネット貸付

物価高騰に加え、処理水放出に伴う風評等の影響から売上減少を余儀なくされている事業者に対して、セーフティネット貸付の金利引下げにより支援。

②通常資本性劣後ローンの拡充

新型コロナ対策資本性劣後ローンの終了後、通常資本性劣後ローンについて、省力化投資に取り組む事業者を対象に追加する等の見直しを行い、成長志向の中小企業を支援。

③賃上げ等に取り組む事業者向け融資

賃上げ等に取り組む事業者に対する、資金繰り支援を拡充。

■お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827/098-941-1785 (本店融資第二部)

融資 中小企業信用補完制度関連補助事業

【経産省/当初】

(1) 経営安定関連保証等対策費補助事業

信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業に対する民間金融機関の融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。

【経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）】

中小企業活性化協議会の支援や経営改善計画策定支援事業（405事業）等で策定した計画の実行に必要な資金のための保証制度。（保証上限2.8億円・保証料率0.3%・据置期間最大3年）

【協調支援型特別保証】

民間金融機関によるプロパー融資と信用保証付融資を組み合わせた保証制度。

（保証上限2.8億円・保証割合80%・据置期間1年以内（運転資金）/3年以内（設備資金））

(2) 信用保証協会による経営支援等対策費補助事業

中小企業に対する経営支援を促すため、信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援する。

■お問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 098-863-5300

融資 マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資事業）

【経産省/当初】

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、**無担保・無保証人で経営改善のための資金を沖縄振興開発金融公庫より貸し付けるもの。**

貸付限度額	2,000万円	担保等	無担保・無保証人
貸付期間	10年以内	経営指導	(原則6か月以上、) 商工会等の経営指導を受ける
金利	1.80% (令和7年9月1日時点)		

■お問い合わせ先

各商工会・商工会議所

■上記支援策に関するお問い合わせ先 経済産業部 中小企業課 098-866-1755

税制 中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）が選択適用できるものです。本制度の適用を受けるためには、①生産性向上設備（A類型）、②収益力強化設備（B類型）、③経営資源集約化設備（D類型）又は④経営規模拡大設備（E類型）を導入して実施する経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

詳細は下記HPをご確認ください。

[中小企業経営強化税制 | 中小企業庁](#)



税制 中小企業防災・減災投資促進税制

自然災害等への対策を強化するため、事業継続力強化計画または2社以上が連携して作成する連携事業継続力強化計画に、対象設備の投資を行うことを記載して認定を受けた中小企業者が、認定後1年以内に予定していた設備導入を行った場合に、特別償却16%を適用できます。

詳細は下記HP内の「中小企業防災・減災投資促進税制について」をご確認ください。

[事業継続力強化計画 | 中小企業庁](#)



税制 中小企業投資促進税制

対象の中小企業者等や個人事業主が、機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却 又は 7%の税額控除※が選択適用できるものです。

※税額控除は、個人事業主、資本金3,000万円以下の法人が対象

詳細は下記HPをご確認ください。

[中小企業投資促進税制 | 中小企業庁](#)



税制 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から最大で45%※税額控除できる制度です。 ※令和8年度改正では最大35%税額控除

詳細は下記HPをご確認ください。

[中小企業庁：中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)



- 本資料は、経済産業省及び内閣府沖縄振興予算の一部をまとめたものです。
- 各予算のうち、委託事業等に関する内容を省略して記載していることがあります。
- 各事業の詳細は、公募要領等の公表後、ご確認ください。
- 経済産業省、内閣府のその他予算については、下記のHPをご確認ください。

経済産業省



令和7年度補正



令和8年度当初

内閣府



令和7年度補正



令和8年度当初